

## 上島町第三者委員会設置条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、上島町第三者委員会設置条例(令和8年上島町条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員等の報酬の額)

第2条 条例第7条第1項に規定する委員及びオブザーバー(以下「委員等」という。)に支給する規則で定める報酬の額は、別表に定める額とする。

### (報酬の支給方法等)

第3条 委員等の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月に支給する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 別表(第2条関係)

区分	報酬額
委員長	1時間につき 30,000円
委員	1時間につき 20,000円
オブザーバー	1時間につき 20,000円